

記入例：扶養認定するとき（継続認定）

必要な添付書類は、認定事由により異なります。「共済OITAガイドブック」を参照して、書類を揃えてください。

●続柄コード表●

夫	妻	長男	長女	二男	二女	三男	三女	養子	父	母	
01	02	11	21	12	22	13	23	20	31	41	
養父	養母	祖父	祖母	義父	義母	兄	姉	弟	妹	孫	その他
32	42	53	63	33	43	51	61	52	62	57	-

被扶養者 認定 取消 申告書

所属所名	〇〇小学校	組合員氏名	共済 太郎	所属所コード	1 2 3 4 5
				組合員証番号(職員番号)	1 2 3 4 5 6

※「組合員証番号」は必ず記載してください

認定(取消)を受けようとする者の氏名(楷書)		認定の場合の区分(いずれかに○)	新規認定	<input type="checkbox"/>	普通認定 (扶養手当あり)
(カナ) キョウサイ カズオ			継続認定	<input checked="" type="checkbox"/>	特別認定 (扶養手当なし)
氏名	共済 一夫		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	普通認定から特別認定に切替[106]
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別認定から普通認定に切替
生年月日		性別		続柄 [コード]	
平成〇〇年12月1日		① 2 男 女		長男[11] ←	
□ 個人番号を別紙により届け出ます。(新規認定の場合) (注1)		認定・取消の事実発生日及び理由			
配偶者の基礎年金番号 ※配偶者を新規認定する場合のみ		(被扶養者の要件を備え、または欠くに至った年月日およびその理由)			
年月日		令和〇〇年4月1日			
理由		扶養手当受給終了			
職業	所得推計額(年間)	扶養手当		同・別居の別	別居の場合の住所(同居の場合は記入不要) ※郵便番号は必ず記入してください
なし	0 万円	受給の有無	給与担当者押印	1 2 同居 別居	011 - 〇〇〇〇 東京都千代田区神田駿河台〇-〇 △△アパート201号室
		1 2 有 無			国内・外の別(注) 1 2 国内 国外
所属機関受付	上記のとおり申告します。		※「1 国内」の場合、次の□にチェックをしてください。 認定を受けようとする者は、日本国内に住民票が		
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 受付 〇〇小学校 第 号 〇年〇月〇日 </div>	公立学校共済組合 令和〇年〇月〇日 住所 <申告者> 組合員 氏名 共済 太郎	継続認定と同時に住所変更をする場合 この「認定申告書」住所欄に新住所を記入することで住所を変更できます。 併せて「住所変更届」を提出する必要はありません。 ※「住所」=原則、住民票の住所			
	支部受付 令和〇年〇月〇日 所属機関受付印の日付と所属機関の長証明日は同日としてください。	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和〇年〇月〇日 <所属機関の長> 職名 〇〇小学校長 氏名 福利 厚生 公印	事務担当者 公立 花子 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 所属所 <input type="checkbox"/> 学校支援センター 連絡先電話番号 097-506-XXXX		

注1 新規認定の場合は□にチェックをし、個人番号が分かる書類(マイナンバーカード裏面の写し等。組合員証番号を記載すること)を添えてください。継続認定・取消の場合は不要です。

注2 認定を受けようとする者が「2 国外」(=日本国内に住民票がない)に該当する場合、別途必要書類を提出してください。(必要書類は、「共済OITAガイドブック」等を参照のこと。)

また、日本国内に住所があっても、マイナンバーを活用した情報連携又は住基照会(J-LIS)により共済組合が住所情報を確認できない場合は、後日、共済組合から所属所を通じて「住民票」の提出を依頼します。

なお、結果として、日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかった場合は、当初に遡って認定取消となる可能性もあるのでご注意ください。